5　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２(2)付表）の「当期分(44)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(1)）の(22)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(18)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１(1)から別表１(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［６～８　略］

第二十号様式別表一の二（**提出用**）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙五十四　挿入］

第二十号様式別表一の二（**入力用**）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙五十六　挿入］

［第20号様式別表１の２記載要領　略］

第二十号様式別表二の三（用紙日本工業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　略］

第20号様式別表２の３記載要領

1　この明細書は、当該事業年度開始の日前９年以内に開始した事業年度（法人税法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）又は当該連結事業年度開始の日前９年以内に開始した事業年度（同法第80条第５項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第321条の８第12項第１号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（同項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前９年以内に開始した連結事業年度（同法第81条の31第５項に規定する中間期間を含む。）において生じた控除対象個別帰属還付税額（法第321条の８第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

［２～４　略］

5　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２(2)付表）の「当期分(45)」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(1)付表）の(31)の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の(18)の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１(1)から別表１(3)まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該「法人税額計」の欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には連結納税の承認の取消しによる取戻税額、リース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

［６～８　同左］

第二十号様式別表一の二（**提出用**）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙五十三　挿入］

第二十号様式別表一の二（**入力用**）（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙五十五　挿入］

［第20号様式別表１の２記載要領　同左］

第二十号様式別表二の三（用紙日本工業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号様式別表２の３記載要領

1　この明細書は、当該事業年度開始の日前９年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前９年以内に開始した事業年度において生じた内国法人の控除対象還付法人税額（法第321条の８第12項第１号に規定する内国法人の控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の８第12項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第321条の８第12項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前９年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額（同条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同条第12項又は第15項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。

［２～４　同左］